



三井住友海上きらめき生命

# News Release

三井住友海上きらめき生命保険株式会社

人事総務部 〒101-8458 東京都千代田区神田錦町 3-11-1 TEL:03-5282-7111 (代表)

2006-11  
2007年3月7日

## 新ガン保険の発売について

三井住友海上きらめき生命保険株式会社（社長：内田進、本社：東京都千代田区）は、保障内容や商品機能をさらに充実させた「新ガン保険」を、2007年4月2日に発売します。

当社では2001年1月から「ガン保険」を販売しておりますが、販売開始から6年以上経過し、その間、医療技術の進歩や公的医療保険制度の改正やガンによる入院の増加など、社会環境が変化してまいりました。このような変化に対応し、お客さまのニーズに一層適した商品を提供すべく、開発したものです。

本商品の主な特長は次のとおりです。

### 特長1 あらゆるガンに何度でも繰り返しお支払いする心強い保障

上皮内ガンや皮膚ガンを含む、あらゆるガンについて、ガン入院・ガン手術・ガン診断および在宅療養の各給付金は、お支払事由に該当するつど、日数や回数の制限なく繰り返しお支払いします。万一再発...というときにも安心です。

とくに、初回のガン診断給付金は、入院の有無にかかわらず、ガンと診断確定されたことのみでお支払いします。

\* 2回目以降のガン診断給付金のお支払いは、前回のお支払事由が発生した日から2年超経過している場合に限りません。

### 特長2 ガンによる短期入院でも5日分の入院給付金をお支払い

入院5日目までは一律5日分の、ガン入院給付金をお支払いします。

### 特長3 “実費払”タイプの「ガン先進医療給付金」を新設

公的医療保険制度の適用対象外となる“先進医療”によるガン治療費等を、実費払で保障します。これにより、高額な自己負担が必要となる先進的な治療も安心して受けられます。

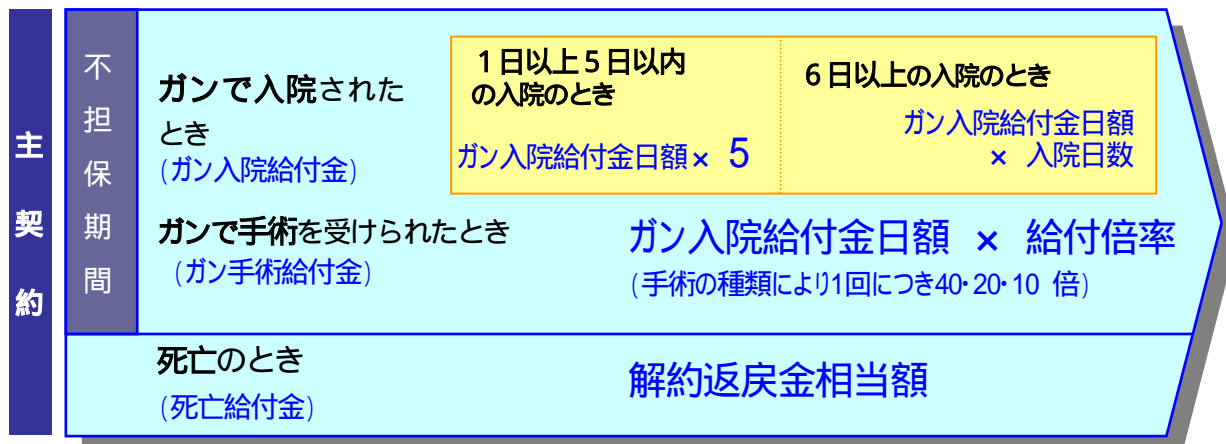
本件に関するお問い合わせ先 三井住友海上きらめき生命保険株式会社

人事総務部 社会コミュニケーショングループ長 山口 高顕 TEL: 03-5282-8505  
企画部 商品開発グループ長 新山 邦紀 TEL: 03-5282-8528

1. 正式名称 新ガン保険（低解約返戻金特則付）

2. 発売日 2007年4月2日

3. 仕組み図



終身保障タイプと10年定期保障タイプの2つのタイプを設定



契約日 ガン給付責任開始日（ガンに関する給付責任は責任開始日から91日目<sup>2</sup>に開始します。）  
責任開始日

- 各種特約においても被保険者が死亡（新ガン死亡保障特約の場合は、被保険者がガン以外で死亡）したときは「死亡給付金」として、被保険者が死亡した日におけるその特約の解約返戻金相当額をお支払いします。
- 口座振替扱・団体扱・集団扱の場合、「責任開始日から61日目」と「被保険者に関する告知から91日目」のいずれか遅い日となります。

4. 保障内容

| 主契約 / 特約 | 給付金・保険金 | 支払事由  | 支払額  |
|----------|---------|---|--|
| 主契約      | ガン入院給付金 | 被保険者がガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンにより入院されたとき            | 1回の入院につき、<br>(1) 入院日数が1日以上5日以内の場合<br>ガン入院給付金日額 × 5<br>(2) 入院日数が6日以上の場合<br>ガン入院給付金日額 × 入院日数 |
|          | ガン手術給付金 | 被保険者がガン給付責任開始期以後に診断確定されたガン治療を目的とした所定の手術を受けられたとき | 手術1回につき、<br>ガン入院給付金日額 × 給付倍率<br>(手術の種類に応じて40・20・10倍)                                       |
|          | 死亡給付金   | 被保険者が死亡したとき                                     | 被保険者が死亡した日における<br>解約返戻金相当額   |

|               |               |  |   |
|---------------|---------------|--|---|
| 新ガン診断<br>給付特約 | ガン診断<br>給付金   | ・被保険者がガン給付責任開始期以後に初めてガンと診断確定されたとき<br>・本給付金が支払われた診断確定日または最終の入院開始日からその日を含めて2年を過ぎてガンによる入院を開始されたとき | ガン診断給付金額  |
| 新在宅療養<br>給付金  | 在宅療養<br>給付金   | 被保険者がガン入院給付金の支払われる入院をされ、入院日数が継続して20日以上となった後、生存して退院されたとき  | 主契約のガン入院給付金日額×20  |
| ガン先進医療<br>特約  | ガン先進医療<br>給付金 | 被保険者がガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンにより所定の先進医療による療養を受けられたとき  | 被保険者が負担した次の額<br>(1) 被保険者が受療した先進医療の技術にかかわる費用の額<br>(2) 先進医療を受けるために必要とした先進医療を受ける病院または診療所までの被保険者の交通費（医師が必要と認めた病院または診療所への転院のための交通費および病院または診療所から住居までの交通費を含みます。）の額 |
| 新ガン死亡<br>保障特約 | ガン死亡<br>保険金   | 被保険者がガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンにより死亡されたとき   | ガン死亡保険金額  |
|               | ガン高度障害<br>保険金 | 被保険者がガン給付責任開始期以後に診断確定されたガンにより所定の高度障害状態になられたとき  |   |

## 5. 保険料例

(月払・口座振替扱)

|                |     | 終身保障タイプ<br>(保険期間：終身、払込期間：終身)         |            |             | 定期保障タイプ<br>(保険期間：10年、払込期間：10年) |            |             |
|----------------|-----|--------------------------------------|------------|-------------|--------------------------------|------------|-------------|
| ガン入院給付金        |     | 日額1万円                                | 日額2万円      | 日額3万円       | 日額1万円                          | 日額2万円      | 日額3万円       |
| ガン手術給付金        |     | 10・20・40万円                           | 20・40・80万円 | 30・60・120万円 | 10・20・40万円                     | 20・40・80万円 | 30・60・120万円 |
| ガン診断給付金        |     | 100万円                                | 200万円      | 300万円       | 100万円                          | 200万円      | 300万円       |
| 在宅療養給付金        |     | 20万円                                 | 40万円       | 60万円        | 20万円                           | 40万円       | 60万円        |
| ガン先進医療給付金      |     | 実際に負担した技術料・交通費の額 (保険期間を通じて1,000万円限度) |            |             |                                |            |             |
| ガン死亡・ガン高度障害保険金 |     | 100万円                                | 200万円      | 300万円       | 100万円                          | 200万円      | 300万円       |
| 男性             | 20歳 | 2,807円                               | 5,527円     | 8,247円      | 1,127円                         | 2,167円     | 3,207円      |
|                | 30歳 | 3,657円                               | 7,227円     | 10,797円     | 1,267円                         | 2,447円     | 3,627円      |
|                | 40歳 | 5,037円                               | 9,987円     | 14,937円     | 1,657円                         | 3,227円     | 4,797円      |
|                | 50歳 | 7,307円                               | 14,527円    | 21,747円     | 3,497円                         | 6,907円     | 10,317円     |
| 女性             | 20歳 | 2,677円                               | 5,267円     | 7,857円      | 1,127円                         | 2,167円     | 3,207円      |
|                | 30歳 | 3,457円                               | 6,827円     | 10,197円     | 1,267円                         | 2,447円     | 3,627円      |
|                | 40歳 | 4,727円                               | 9,367円     | 14,007円     | 1,647円                         | 3,207円     | 4,767円      |
|                | 50歳 | 6,777円                               | 13,467円    | 20,157円     | 3,387円                         | 6,687円     | 9,987円      |

ガン先進医療特約の保険期間および保険料払込期間はいずれも80歳満了となります。

### <従来商品との比較>

保険を解約した場合の返戻金の水準を抑えることで、通常の返戻金水準の商品に比べて保険料も安くなっておりますが、ほぼ同一の保障内容で比較した場合、近年のガンリスクの増加により、終身タイプで約2～4割の保険料アップとなっております。

以上